

2019年1月1日

VOL.16

NEWS LETTER

新しいニーズは新しい革袋に

あけましておめでとうございます。

本年は、天皇陛下の退任を受けて、新しい元号の時代に代わります。

時代のニーズは、常に急湍の速さを思わず変化を遂げてきていますが、法律は、いったん成立すると、その後に生ずる時代のニーズに対応できなくなることが多く、法律とニーズの乖離が時代の進行とともに拡大していくのは、法の宿命といるべきものなのでしょう。

その法律と時代のニーズの乖離を、埋めるのが判例（最高裁判所判決）ですが、判例にもおのずと限界があり、我が国の債権法も相続法も、時代のニーズに応えられない古い革袋の姿を露わにしてきました。

かくて、平成29年5月26日には債権法が、制定以来120年ぶりに改正され、また、相続法も、平成30年7月6日に、戦後すぐの大改正がなされるに至りました。

これらの改正法は、債権法が来年4月1日から、相続法が本年7月1日から施行されますが、奇しくも、これら新しい法律は、新しい元号の時代のニーズを包み込む新しい革袋として生まれ出た感がないではありません。

当事務所は、これらの新しい法律は言うまでもなく、それ以外の法律や判例についても、新しい時代のニーズに応えるべく、研鑽を積んでいくことにしています。

なお、本レポートで、改正相続法の主な改正点を紹介しています。

ご参考にしていただければ幸いです。

さて、当事務所では、昨年末、7年間勤務してくれた弁護士箱守英史が独立し、新たに弁護士北内佑弥を事務所に迎え入れました。

箱守は、弁理士経験もあるたいへん優秀な弁護士です。これから健闘を祈りたいと思います。

北内は、26歳の新進気鋭の意欲に富んだ弁護士です。必ず皆様のご期待に応えてくれるものと思います。

本年も、よろしくお願いいたします。

2019年1月1日

弁護士法人菊池総合法律事務所
代表弁護士 菊池 捷男

ご挨拶

謹啓 新春の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、平成23年12月の弁護士登録後、弁護士法人菊池総合法律事務所に7年間勤務してまいりましたが、この度、菊池捷男先生のご快諾を得て同所を退所し、平成31年1月1日より、岡山市にて独立開業するはこびとなりました。

これも偏にお世話になりました菊池捷男先生はじめ、皆様方の変わらぬご厚誼の賜物と深く感謝しております。今後は、菊池捷男先生のもとで学ばせていただいた多くの弁護士実務経験はもちろんのこと、前職での知的財産実務の経験なども生かして、地域の皆様に高いレベルのリーガルサービスを提供することができるよう努力していく所存です。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

平成31年1月吉日

弁護士 箱守 英史

メールマガジン
登録受付中！

月に1回ペースで発行しているニュースレターを

メールで配信しています。

登録は無料です。企業での登録はもちろん、個人での登録も大歓迎です。
また、入会・解除の手続きもフォームから簡単に行えますので、お気軽にご登録ください。

弁護士法人菊池総合法律事務所の
ホームページから登録受付中！！

弁護士法人菊池総合法律事務所

QRコードで
登録ページまで
簡単アクセス♪



迅速
的確
正確

<岡山弁護士会所属>

弁護士法人菊池総合法律事務所
Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-14

TEL 086-231-3535

FAX 086-225-8787

受付時間 月～金 9:00～17:00

土 9:00～12:00





改正民法(相続法)の改正点

1 配偶者を優遇する制度

(1) 配偶者居住権の創設

改正前は、自宅の所有権（評価額は高い）を取れば、生活の資たる預金の取得額が少なく、老後の生活に不安を覚えた配偶者に、改正法は、自宅の所有権から自宅に無償で終生住める配偶者居住権（評価額は低い）を分離し、これを配偶者に与えることで、配偶者は生活するに足る預金も得られる制度を設けました。

(2) 配偶者間の居住用財産の贈与

婚姻20年以上の配偶者間の居住用財産の贈与は、原則として、持戻しをしなくてもよいことにしました。

つまりは、この贈与は遺産分割には影響を与えないことにしたのです。

2 遺言に書く財産目録はパソコンで作成できる

自筆証書遺言を書きやすくしたうえ、紛失・失念・隠匿などの事故を生じなくし、裁判所の検認も必要としない制度を創設しました。

すなわち、改正法は、相続財産目録は自筆でなくパソコンで印字したものでよい。遺言書は法務局が預かってくれる。その場合は、遺言の検認は不要とする制度を創設したのです。

3 不當に処分した遺産を見逃さない制度

改正前は、相続開始後遺産分割の時までに、相続人が勝手に処分した遺産については、“存在しないものは遺産分割の対象にならない”という理由で見逃されていました。改正後は、そのような遺産も、存在するものとして遺産分割の対象にでき、その遺産を処分した相続人に對し、代償金の支払いを命ずることまでできることになりました。

4 遺言執行者の誤解の解消と権限の明確化

改正前にあつては、条文の規定ぶりから“遺言執行者は相続人の代理人である”との誤解が生まれ、遺言執行者のする遺言者の意思の実現行為がさまざまな場面で妨害されていました。

改正法は、誤解の原因になった規定の文言を書き改め、かつ、遺言執行者の権限を明確にしました。

これにより、遺言執行者制度の運用が改善されるだけでなく、遺言執行者の権限に関して、潜在的な実務のニーズを汲み上げた研究が進むことが期待できることになりました。

5 遺留分減殺請求権行使しやすい制度の導入

改正前は、遺留分権利者が遺留分減殺請求をしても、その結果は遺産に対する共有持分しか得られず、共有物分割をするには別途共有物分割訴訟を提起しなければならないという、二重の手間暇を要したのが、改正後は、遺留分権利者は、侵害された遺留分に相当する金額を請求できることになりました。

これにより遺留分の、迅速かつ実効性のある救済が可能になったことから、遺言者も、遺留分を侵害する遺言書を書くと、受遺者や受遺相続人に不測の損害（遺産の交付ではなく現金の支払いになる）を生じさせることになるため、遺留分に配慮した遺言書を書かざるを得ないことになると予想されます。

6 特別の寄与制度の創設

改正前にあつては、寄与分が認められる者は、相続人に限られていたため、相続人であった長男が亡くなつた後の嫁は、義父母の療養看護など、いかなる寄与をしたとしても、寄与分は認められることはありませんでした。改正法は、このような立場の者に、遺産分割を受けた相続人に対する特別寄与料を請求できる権利を認めるにしました。



弁護士 後藤 紀一



弁護士 高橋 純子



弁護士 藤原 由季子



弁護士 宮井 啓



弁護士 北内 佑弥



新年あけましておめでとうございます。
北内佑弥と申します。昨年12月に司法修習を終え弁護士登録をし、菊池総合法律事務所にて弁護士としての勤務を開始しました。まだまだ右も左もわからない新人ではございますが、皆様に少しでも質の良い司法サービスを提供することができるよう、皆様のご相談にしっかりと耳を傾けたいと思います。そして、日々精いっぱいの努力を重ね、一生懸命業務に尽力したいと考えております。
どうぞよろしくお願い申し上げます。